

## 介護保険負担限度額認定申請のご案内

介護保険給付係

低所得の方の施設サービス利用が困難とならないように、**食費・居住費（滞在費）**の負担軽減を行っています。負担軽減を受けるには、区に申請し「負担限度額認定証」の交付を受けて施設に提示する必要があります。

負担軽減の適用は、**申請があった月の初日から**となり、各年度の期間は、8/1～翌年7/31迄ですのでご注意ください。（例：10/15の申請は10/1～翌年7/31迄）

### 軽減対象となる施設サービス

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ② 介護老人保健施設（老人保健施設）  
③ 介護医療院 ④ ショートステイ利用時（短期入所生活介護・短期入所療養介護等）

※デイサービス（通所介護）、有料老人ホーム、グループホーム等は適用されません。

負担限度額認定の対象となるのは、次の1と2の要件すべてに該当する方です。

### 1 所得要件

・住民税非課税世帯の方

課税世帯や世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外です。

### 2 資産要件

(1) **本人が65歳以上の場合**、次のいずれかの要件を満たす方

- ① **本人の年金収入等(※1)が年額82万6,500円以下の場合(第2段階)**  
金融資産が単身で**650万円以下**、配偶者がいる場合は2人合わせて**1,650万円以下**
- ② **本人の年金収入等(※1)が年額82万6,500円超え120万円以下の場合(第3段階①)**  
金融資産が単身で**550万円以下**、配偶者がいる場合は2人合わせて**1,550万円以下**
- ③ **本人の年金収入等(※1)が年額120万円超えの場合(第3段階②)**  
金融資産が単身で**500万円以下**、配偶者がいる場合は2人合わせて**1,500万円以下**

(2) **本人が65歳未満の場合**、金融資産が単身で**1,000万円以下**、配偶者がいる場合は2人合わせて**2,000万円以下**

※1「年金収入等」とは年金収入額（非課税年金を含む）と合計所得金額（年金所得を除く）との合計額。

\* 課税層に対する特例減額措置制度があり、一定の要件で該当する場合があります。

\* 預貯金等資産に関する**虚偽の申請**が確認された場合は、給付した金額を**返還**していただきます。

\* 介護保険料の滞納による給付制限（給付額の減額）適用期間中は、軽減の対象となりません。

### 申請書類

- 1 介護保険負担限度額認定申請書  
2 同意書 3 負担限度額申請チェックシート（「同意書」の裏面にあります。）  
4 通帳等のコピー（本人・配偶者の全ての通帳）※詳細は裏面参照

※生活保護受給中の方は、1・2のみ提出してください。

## 預貯金（普通・定期等）の写しの提出

（通帳の写しが必要な箇所）

### ① 通帳の見開き1ページ目

銀行名・支店名・預貯金の種類（総合口座、普通・定期等）・口座番号・口座名義人がわかる部分

※総合口座の場合、一冊の通帳に普通・定期・積立・貯蓄預金のページがある銀行もあります。

その場合は各預貯金種類のページの写しが必要です。

※ゆうちょ銀行口座で定額定期自動貸付が設定されている場合、その通帳に定額定期のページがありますので、定額定期のページの写しが必要です。

（残高がない場合も1ページ目をコピーしてください。）

### ② 普通預金の最終残高及び申請日の3ヶ月前の1日からの取引内容（申請日直前に記帳したもの）

年金の振込が確認できること。（合計記帳で必要な期間が記帳されていない場合、金融機関に依頼し、その期間の取引明細書を提出してください。）

※預貯金等から多額の引出しがある場合、領収書など支払いを証明できる書類の提出がない場合は

「手持ち資産」とみなして判定を行う場合があります。支払いに充てている場合は必ず領収書等

（写し可）を提出してください。

※本人、全ての世帯員及び配偶者の収入状況が確認できない場合は、住民税の申告を求める場合があります。

※審査で必要な場合、3ヶ月より前の取引内容の提出をお願いする場合があります。

## その他の資産（保有している場合）の提出書類

① 有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、投資信託等	証券会社の残高証明、銀行等の口座残高のコピー（銘柄、保有数がわかるもの。ウェブサイトの写し可。）
② 金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高のコピー（取引種類、保有数がわかるもの。ウェブサイトの写し可。）
③ タンス預金（現金）	自己申告（申請書に記入）
④ 負債（借入金・住宅ローン等） （個人事業主としての負債は対象外です）	金銭消費貸借契約書等 （預貯金等から差し引いて計算します。）

※「負担限度額申請チェックシート」で必要書類が揃っているかご確認ください。

## 負担限度額（1日あたり）

※令和8年8月改正

利用者負担段階		居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護受給の方または、本人が老齢福祉年金受給の方	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人の年金収入等が年額82万6,500円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人の年金収入等が年額82万6,500円超え120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	本人の年金収入等が年額120万円超えの方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円 【430円】	1,420円	1,360円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室は、（ ）内の金額

※介護老人保健施設と介護医療院で室料を負担しない場合の多床室は、【 】内の金額